

## 1 地域医療構想等について

(1) 地域医療構想の概要と考え方

### (2) 地域医療構想等に関する国の動き

(3) 地域医療構想等に関する道の動き

(4) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について

## 2 北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する事業について

(1) 事業スケジュールについて

(2) 令和5年度主な事業

## 3 外来機能の分化・連携について

- (1) 外来医療機能の明確化・連携
- (2) 紹介受診重点医療機関について（概要）

# 地域医療構想等に関する国の動き

## 年月日 内 容

令和4年3月16日	外来機能報告等に関するワーキンググループ ・外来機能報告等の施行に向けた検討
3月17日	「外来機能報告等に関するガイドライン」発出（厚労省医政局長通知） ・紹介受診重点医療機関の協議について
3月24日	「地域医療構想の進め方にについて」（厚労省医政局長通知） ・地域医療構想を進める際の追加的な留意事項に関する通知
3月29日	「公立病院経営強化の推進について」（総務省自治財政局長通知） ・「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の発出
5月25日	第8回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省） ・医療圏、基準病床数、指標について
12月14日	第10回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ（厚労省） ・地域医療構想調整会議における検討状況等の確認
令和5年3月1日	第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ（厚労省） ・地域医療構想推進のための取組事例と今後の対応方針
3月31日	「地域医療構想の進め方にについて」（厚労省医政局地域医療計画課長通知） ・地域医療構想の実現に向けたPDCAの取組 ・再編検討区域について
5月25日	第12回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ（厚労省） ・地域医療構想調整会議における検討状況等の調査の報告 ・令和5年度病床機能報告の実施等

## 2026年以降における地域医療構想について

- 地域医療構想については、これまでもPDCAサイクルや都道府県の責務の明確化による取組を行つてきており、現在の2025年までの取組を着実に進めために、PDCAも含め責務の明確化による取組の強化を図つていく。
- さらに、2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要がある。そのため、現在の取組を進めつつ、新たな地域医療構想の策定に向けた課題整理・検討を行つていく。

### (検討のスケジュールのイメージ)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
新しい地域医療構想の検討・取組			国における検討・制度的対応	都道府県における策定作業	新たな地域医療構想に早く取り組む
現行の地域医療構想の取組				構想に基づく取組	

### 全世代型社会保障会議 議論の中間整理(令和4年5月17日)

- 6. 医療・介護・福祉サービス
- 今後の更なる高齢化の進展とサービス提供人材の不足等を踏まえると、医療・介護体制の改革や社会保障制度基盤の強化の取組は必須である。まずは、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて、これまでの骨太の方針や改革工程表に沿つて着実に進めていくべきである。

加えて、今回のコロナ禍により、かかりつけ医機能などの地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかるなどの課題に直面した。かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべきである。

2025年までの取組となつていいる地域医療構想については、第8次医療計画(2024年～)の策定とあわせて、病院のみならずかかりつけ医機能や在宅医療等を対象に取り込み、しつかり議論を進めた上で、さらに生産年齢人口の減少が加速していく2040年に向けたハーフショアンツップを行う必要がある。

# 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 の概要

## 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。  
(※) 42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

### 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健康保険法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
- ③ 健保連が行う財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

### 3. 医療保険制度の基盤強化等

【健康保険法、船員法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に開かれる仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

### 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① カかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るために、医療保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）  
21

算本的な考元方

基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行った上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
  - 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
  - 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論についてでは、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

選定対象・募集時期

- 対象となるのは、「複数医療機関の医療機能再編等事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。
    - ① 再検証対象医療機関が対象となつていない再編統合事例
    - ② 複数区域にまたがる再編統合事例

支票內容

- 重点支援区域に対する国による技術的・財政的支援は以下のとおりです。

**【技術的支援】**（※）

  - ・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
  - ・関係者との意見調査の場の開催等

**【財政的支援】**

  - ・地域医療総合確保基金の優先配分
  - ・病床機能の再編支援を一層手厚く実施

第2章 地理学の要否

- 会員 全ての都道府県に亘る重点支援区域の申請者の意向の有無を聴取。

遼寧區域

- これまでに以下の**13道県19区域**の重点支援区域を選定。

[1回目「令和2年1月31日」選定]	[2回目「令和2年8月25日」選定]	[3回目「令和3年1月22日」選定]	[4回目「令和3年12月3日」選定]	[5回目「令和4年4月27日」選定]	[6回目「令和5年3月24日」選定]
・宮城県〔仙台市区域、石巻、登米、東仙台区域〕	・北海道〔北広島区域〕	・山形県〔酒田区域〕	・新潟県〔上越区域〕	・福井県〔越前区域〕	・山口県〔下関区域〕
・福島県〔仙台区域〕	・岩手県〔盛岡区域〕	・長野県〔飯田区域〕	・新潟県〔長岡区域〕	・岐阜県〔本巣区域〕	・青森県〔青森区域〕
・群馬県〔高崎区域〕	・群馬県〔湖北区域〕	・群馬県〔伊勢崎区域〕	・群馬県〔桐生区域〕	・群馬県〔東吾妻区域〕	・群馬県〔利根区域〕
・山梨県〔韮崎区域〕	・山梨県〔甲府区域〕	・山梨県〔南都留区域〕	・山梨県〔笛吹区域〕	・山梨県〔南巨摩区域〕	・山梨県〔北巨摩区域〕
・滋賀県〔守山区域〕	・滋賀県〔大津区域〕	・滋賀県〔近江八幡区域〕	・滋賀県〔彦根区域〕	・滋賀県〔米原区域〕	・滋賀県〔湖南区域〕
・奈良県〔橿原区域〕	・奈良県〔御所区域〕	・奈良県〔五條区域〕	・奈良県〔生駒区域〕	・奈良県〔吉野区域〕	・奈良県〔御所区域〕
・和歌山县〔和歌山区域〕	・和歌山县〔有田区域〕	・和歌山县〔伊都区域〕	・和歌山县〔日高区域〕	・和歌山县〔岸和田区域〕	・和歌山县〔和歌山区域〕

# 再編検討区域について （「地域医療構想の進め方について」令和5年3月31日付け地域医療計画課長通知）

## （基本的な考え方）

- 2023年度末までに重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を100%にすることが求められているが、地域医療構想調整会議において重点支援区域申請を行う旨の合意を得るために、協議前の再編の要否を含めた検討段階においても、一定程度のデータを用いた地域の医療提供体制の分析等が必要である。  
重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援として、再編の検討の初期段階における複数医療機関の再編を検討する区域の支援を行う。  
再編検討区域の支援に係る依頼をする段階において、重点支援区域への申請を前提とする必要はない。

## （支援対象）

- 複数医療機関の再編を検討する事例を対象とし、単一医療機関の再編を検討する事例は対象としない。

## （支援内容）

- 重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援を行うことが目的であり、技術的な支援(はその目的に必要な範囲で適切)に行う。

## （留意事項）

- 支援を行っていることについて厚生労働省から公表することは差し控える。今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定。

# 地域医療連携推進法人制度の見直し（案）

## 1 現状

- ・ 地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、ヒト・モノ・力ネを一体的に運営することにより、病院等を開設する参加法人が相互に連携しながら、効率的に地域医療を提供する仕組みとして創設された。
- ・ 地域医療構想への取組みに当たっては、少子高齢化の進展や医療の担い手の減少、今般のコロナ対応における課題等も踏まえ、限りある医療資源や人的資源を有効に活用することが重要となつていています。
- ・ こうした課題を解決するためには、法人立・個人立といった違いに問わらず、参加医療機関において病床融通や人事交流等の取組みを通じた連携が重要であるが、現状、個人立の医療機関については地域医療連携推進法人に参加できないこととなっています。
- ・ また、地域医療連携推進法人の事務手続きの負担が大きいという声が多く寄せられています。

## 2 見直し

### 【措置内容】

- 地域医療構想の推進のため、個人立を含めた医療機関がヒトやモノの融通を通じた連携を可能とする新類型を設けてはどうか。
  - ・ 例えば、新類型については、個人立医療機関の参加を可能とするために、現行制度と比較して以下の見直しが考えられる。
    - ・ 個人立医療機関は個人用資産と医療資産の分離が困難であることに等に鑑み、力ネの融通（「出資」「貯付」）は不可とする。
    - ・ 力ネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の意見照会のうち、一部を不要とする。
- その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和してはどうか。
  - ・ なお、現行の地域医療連携推進法人についてでは、各法人の選択により、新類型に移行することも可能となります。

#### 現状・課題

- ① 個人立医療機関が地域医療連携推進法人に参加できない。
- ② 代表理事（任期2年）の再任時ににおける都道府県医療審議会への意見聴取など、事務手続きの負担が大きい。

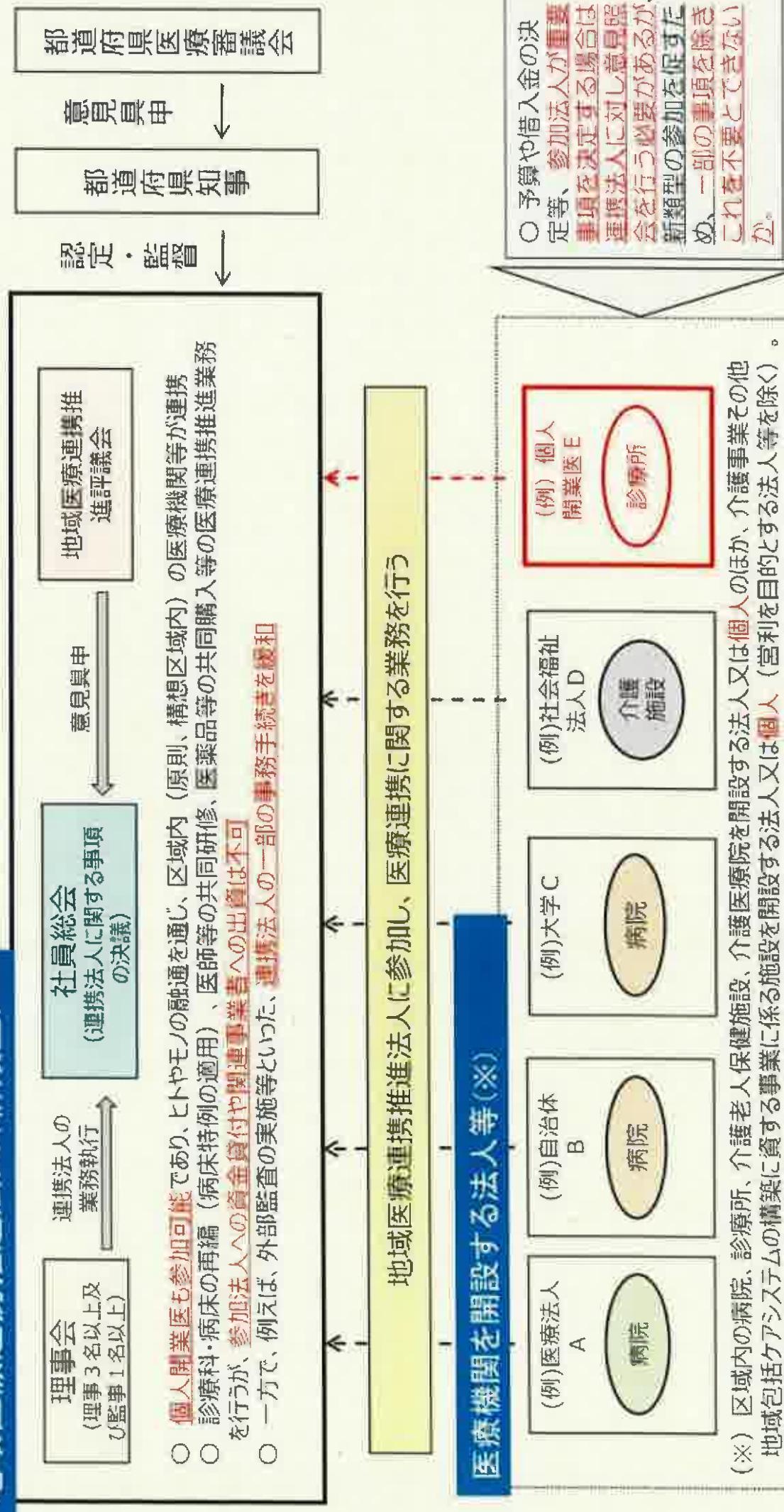
#### 見直しの内容とねらい

- 個人立医療機関の参加を認めることで、個人立医療機関も含めた病床融通や業務連携等が可能となり、地域の医療・介護等の連携を促進。
- 手続きの一部を緩和することで、地域医療連携推進法人、参加法人、都道府県の負担を軽減。

# 新類型の地域医療連携推進法人のイメージ

(趣旨) 少子高齢化の進展による医療需要及び医療ニーズの変化並びに医療資源の有効活用と地域の医療・介護の連携等を促進する。  
により、更なる地域の医療資源の有効活用と地域の医療・介護の連携等を促進する。

## 地域医療連携推進法人（新類型）



# 新型コロナにおける医療機関の役割分担について

- 財團において指摘していただいたように、新型コロナにおいて十分な数の病床が提供されたとはいがたい。その中で病床ひつ迫を回避する必要もあり、緊急事態宣言などにより、経済・社会活動を人為的にストップせざるを得なかつた。その結果、多くの国民が甚大な影響を被ることになった。
- しかしこれは新型コロナに始まつた問題ではなく、それ以前から求められていた医療機関や病床の役割分担が進んでいなかつた問題が新型コロナにおいて顕在化したものとも言える。

## ◆令和4年度予算の編成等に関する建議（2021年12月3日）財政制度等審議会（抄）

まずは前提として、昨年来の新型コロナへの対応の経験を今後の対応に活かすことである。

昨年来の感染拡大局面においては、全国の都道府県で、十分な数の新型コロナ病床が提供されたとは言い難い。新型コロナ病床として補助金を申請しながら、患者受入れに使用されなかつた病床の存在も顕在化した。当審議会はこれまで、医療機関や病床の役割分担を徹底する必要性を繰り返し指摘してきたが、改革が十分に進んでこなかつたことが、その一因と言わざるを得ない。今後、再度の感染拡大に備えつつ、あるべき医療提供体制に向けて、診療報酬をはじめ諸制度の見直しを幅広く、そして力強く推し進めるべきである。

## ◆第2回全世代型社会保障構築会議（2022年3月9日）香取構成員発言

「今回、COVID-19で様々な問題が露呈したわけですが、言ってみれば、これは20年後の日本の医療・介護の姿を見たといふことなのではないかと思います。したがつて、20年後に我々がどういう社会を迎えることになるのか、どういうことを考えて、そこからバックヤストで、今何を用意しなければいけないか、そういう思考回路が必要なのではないかと思います。（中略）特に我々は今ある有限の医療・介護の資源の中でこれを受け止めいくということが必要なので、提供体制をいかに改革していくかという視点からこの問題を考えることが必要なのではないかと私は思います。」

## ◆第3回全世代型社会保障構築会議（2022年3月29日）椎丈構成員発言

「2013年の国民会議のときに改革の道筋が示されて、それ以降、新たに地域医療構想がつくられ、また、それまで介護の世界にあつた地域偏在とか診療科偏在は、自由開業医制、自由標榜制、フリーアクセスの条件の世界にまで拡張し、さらに、医療法の中で「地域医療構想と地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない」と規定された地域医療連携推進法が生まれました。2013年から9年たつて、その間パンデミックがあつた中、あのときに示された改革の方向性の正しさは十分に認識されたと思います。

問題は、当時意図されたほどに改革が進まなかつたことです。（中略）また、長く医師偏在の深刻が言われてきました。ただ、医師の地域偏在とか診療科偏在は、自由開業医制、自由標榜制、フリーアクセスの条件下では、がそろえは起ります。また、日本の医療は薄く広く配置していることが弱点といふことは当然です。結果、どうしても薄く広くという特徴が生まれます。」

# 平時からの効率的・効果的な医療提供体制の構築の必要性

- 医療機関の役割分担は、今回の新型コロナにおいて問題が顕在化したが、超高齢化が進む中で平時から益々大きな課題となつて いる。
- 患者の高齢者が進んで疾病を持つ者が増える一方で、人口減少により医療資源としての人材が先細る中で、医療制度を持続可能にするためには、給付と負担のバランスだけでなく、医療提供体制そのものをする必要がある。
- ①病院の役割分担（＝地域医療構想）、②診療所等のかかりつけ医機能の確保・強化、③地域における医療・介護の連携）をあわせて進めていく必要。

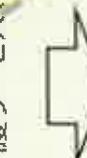
## 病院 役割分担＝「地域医療構想」（医療法）



## 地域の診療所、中小病院

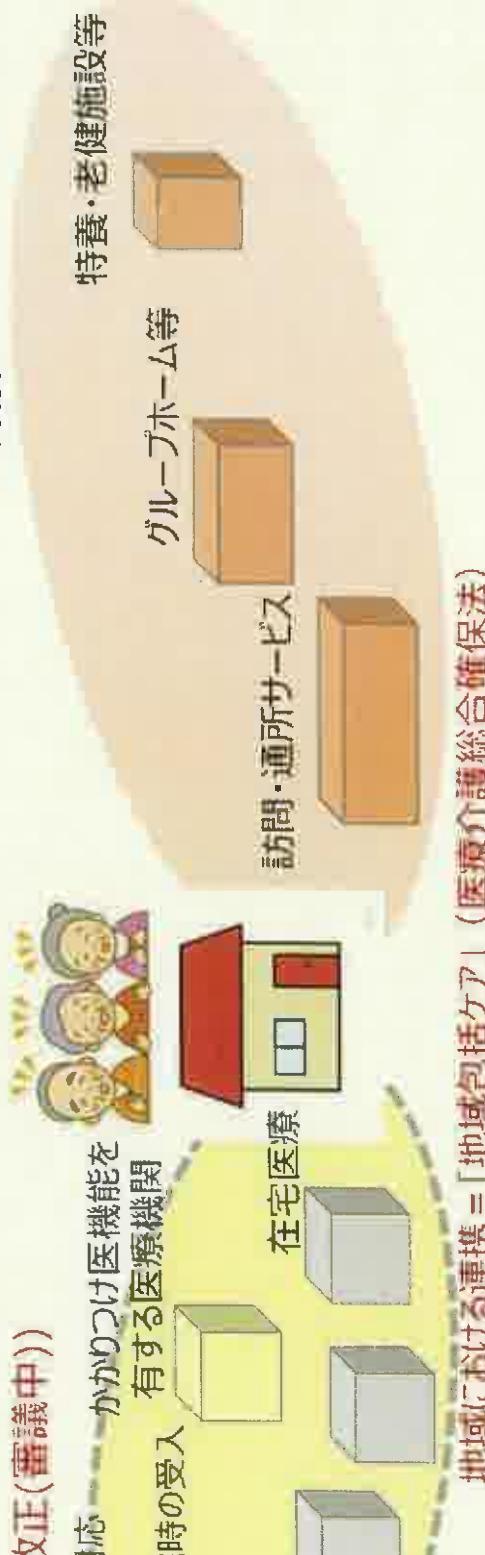
### かかりつけ医機能（今回の医療法改正（審議中））

- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 休日・夜間の対応
- ◆ 入院先の医療機関との連携、退院時の受入
- ◆ 在宅医療
- ◆ 介護サービス等との連携



各医療機関が報告、  
都道府県が確認・公表

## 介護



### 地域における連携＝「地域包括ケア」（医療介護総合確保法）

# 「地域医療構想」の進捗状況（1）

- 後期高齢者が急増する「2025年」を目指して、各地域において病院・病床の役割分担を進めるために「地域医療構想」がスタート（2014年医療法改正）。その後、公立・公的病院について先行して対応方針を策定するが、その内容が構想の実現に沿っていない可能性があつたことから、再検証を要請。再検証を行つことを通知。

## ・医療法改正（2014年6月公布、同年10月施行）

\* 病床機能報告制度の導入、地域医療構想の策定、協議の場の設置

\* 都道府県知事が講ずることができる措置を規定（地域で既に過剰になつてゐる医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）ができる等）

## ・全ての都道府県において地域医療構想を策定（2017年3月）

## ・医療法改正（2018年7月公布・施行）

\* 地域医療構想の実現のため知事権限の追加（既に将来の病床の必要量に達している場合、開設・増床の許可を与えないこと（民間医療機関には勧告）ができる）

## ・公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針を策定し、地域医療構想調整会議で合意（～2019年3月）

→ 急性期からの転換が進んでいない。トータルの病床数は横ばい。

→ 具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿っていないのではないか

## ・「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定（2019年6月）

全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担当しない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿つたものとなるよう、（略）原則として2019年度中（※）に対応方針の見直しを求める。

※1 医療機関の再編統合を作ら場合には、遅くとも2020年秋頃まで

## ・再検証に係る424の公立・公的病院（※2）を公表（2019年9月）

\*2 「診療実績が特に少ない」または「類似かつ近接（構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している）」の要件のいずれかをすべての項目で満たす

## ・「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（2020年1月通知）

当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載（※3）を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。

※3 再検証用の再編統合を作成する場合は、要べば2020年秋頃、在院以外の場合：翌々年3月

## ・「具体的対応方針の再検証等の期限について」（2020年8月通知）

再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方にについて、「経済財政と改革の基本方針2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて改めて整理の上、お示しさることとする。

## ・「地域医療構想の進め方にについて」（2022年3月通知）

2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

## ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」閣議決定（2022年6月）

地域医療運営推進法人の有効活用や都道府県の義務の明確化等に關し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進する。

→改正は行われず、厚生労働大臣告示・医政局地域医療構想課長通知を本年3月に発出。

## 「地域医療構想」の進捗状況（2）

### ○ 地域医療構想の実際の進捗ははかばかしくない。

→急性期・回復期をはじめとする病床の役割分担が進まないと、今後、各地域で治療に長い期間を要する高齢者が増える中で、質の高い急性期医療、回復期における適切なケアの提供ができなくなる。

### 2015年度

#### 「病床機能報告」

（各医療機関が病棟単位で報告）

### 2021年度

#### 「病床機能報告」

（各医療機関が病棟単位で報告）

### 地域医療構想における

#### 2025年の病床の必要量

（入院受療率や推計人口から算出した2025年の医療需要に基づく推計（2016年度末時点））

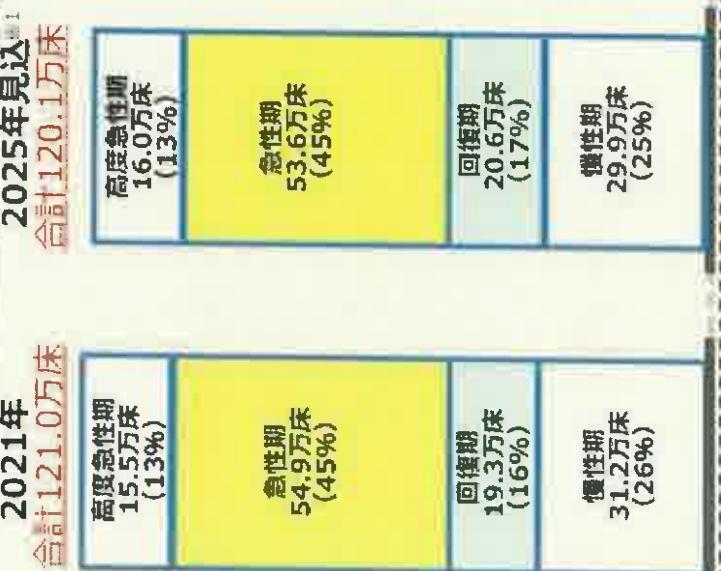
### 2015年

#### 合計125.1万床



### 2021年

#### 合計121.0万床



### 2025年見込

#### 合計120.1万床



### 高度急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向け、診療密度が特に高い医療を提供する機能。

### 急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向け、医療を提供する機能。

### 回復期機能

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頭部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

### 慢性期機能

長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能。

（注）2021年度時点は「機能別病床数」として報告された病床数。  
2025年時点は「機能別病床数」ではなく、「医療機関別病床数」である。  
医療機関別病床数とは、各医療機関が保有する病床数を合計した場合、医療機関別病床数の割合が合計して100%に達しない場合がある。  
参考文献：厚生労働省「平成25年度医療構造等調査結果」（平成25年3月1日時点）

# 病床機能報告（「急性期」「回復期」など）と診療報酬の関係

- 地域医療構想における「急性期」「回復期」という分類は、各病院が、プロアごとに定められた各病棟の主たる機能を報告するもの。
- これと診療報酬の分類を重ね合わせてみると、最も報酬が高い「急性期一般入院料1」（看護配置7：1などが必要件）に偏つており、さらに、看護配置が比較的小さい病床でも「急性期」に分類されている例が多いことがある。
- 病床の役割分担を適切に進めため、7：1といった看護配置に過度に依存した診療報酬体系から、患者の重症度、救急受入率、手術といった「実績」をより反映した体系に転換していくべきではないか。そうした中で、10：1といった看護配置を要件とする急性期入院料は廃止を検討すべきではないか。

## ◆「病床機能報告」と診療報酬の関係（2021年7月1日時点）

該当する入院基本料・特定入院料	2021年7月1日時点の機能			点数
	高度急性期	急性期	回復期	
救命救急入院料等（ICU・HCUなど）	28,322	2,530	-	24
特定機能病院7対1入院基本料等	45,010	16,133	-	60
急性期一般入院料1（7対1以上）	71,589	269,227	527	87
急性期一般入院料2～7（10対1以上）	518	144,930	7,275	466
地域一般入院料等（13対1、15対1以上）	-	31,312	16,185	6,468
地域包括ケア病棟入院料等	49	14,589	53,880	2,349
回復期リハビリーション病棟入院料等	-	-	89,468	285
療養病棟入院料等	-	142	3,496	201,706
その他（障害者施設、診療所など）	9,755	70,416	22,125	100,634
計	155,243	549,279	192,956	312,079
13% 11%	45% 34%	16% 31%	26% 24%	
2025年の病床の必要量	13.1万床	40.1万床	37.5万床	28.4万床

## ◆「急性期一般入院料」の主要な要件（2022年度）

	入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4	入院料 5	入院料 6
看護職員 (名)	7対1 以上				10対1 以上	
重症度、医療・ 看護必要度Ⅱ の患者割合 (%)					24% 21% 17% 14%	測定し ていい こと
平均在院 日数					18日 以内	
在宅復帰・ 病床機能 連携率					8割 以上	
点数	1,650点	1,619点	1,545点	1,440点	1,429点	1,382点

※1 看護師比率は以下の割合（上記機会料）  
※2 病床機能などに必要な設備、患者の状況、看護の難易度、患者の年齢、看護の必要度、医療・看護の連携性等による複数の要素で評価される。  
※3 2025年は、病床の必要量は、現状より増加する。  
※4 2025年は、病床の必要量は、現状より減少する。

## 地域医療構想の実現に向けたさらなる制度整備の必要性

- 地域医療構想については、医療法において、地域の会議における協議が整わない場合には不足している病床機能を提供するよう、病院に指示・要請できるとの規定があるが、ほとんど発動実績はない。
- 地域医療構想の実現の必要性、進捗の遅さを踏まえれば、2025年以降の確実な目標実現を見据えて、例えば、各医療機関において地域医療構想と整合的な対応を行うよう求めることを行いうべきではないか。

### ◆医療法で定められている知事の権限

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）  
→命令・要請・勧告：0件
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で不足している医療機能を担うよう指示（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）  
→指示・勧告：0件、要請：4件
- ③ 病院の開設等の許可申請があつた場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与  
→条件付き開設許可：114件
- ④ 稼働していない病床の削減を命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）  
→命令・要請・勧告：0件

※ 各件数については、2022年9月末時点 (①・②は2021年度病床機能報告後から調査日までの累計)。  
※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聽く等の手続きを経る必要がある。  
※ 勧告、命令、指示に並ぶない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支機能・特定機能病院の承認の取消し等を行うことができる。

# 医療機関の併設事例①

令和5年3月1日  
第1回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

## 【併設の経過】

平成23年	埼玉県知事及びさいたま市長が共同記者会見を行ったことを発表
平成25年	新病院着工
平成28年	埼玉県立小児医療センター・病院新開院
平成29年	さいたま赤十字病院新開院



## 移転新築前

埼玉県立 小児医療センター	所在地：さいたま市岩槻区 病床数：300床
さいたま 赤十字病院	所在地：さいたま市中央区 病床数：605床

## 移転新築後

所在地：さいたま市中央区 病床数：316床	※小児救命救急センターを新設
	※総合周産期母子医療センターを協同運用

所在地：さいたま市中央区 病床数：632床	（旧施設から約1km）
--------------------------	-------------



## 埼玉県の課題であつた医師不足や周産期・救急医療の拠点不足問題の解決を図るため「さいたま新都心医療拠点」として整備が決定した。

- 埼玉県立小児医療センター（以下「小児医療センター」という。）とさいたま赤十字病院は、重なる診療部門が少なく、双方連携することで相乗効果があるということで検討が進んだ。
- 両院で総合周産期母子医療センターを設立し、小児医療センターはNICUを15床→30床へ増床、さいたま赤十字病院は母胎児集中治療室を新設し、県内のあるハイリスク母胎・ハイリスク新生児への対応が可能となり、都内に流出していた患者を、埼玉県内で対応できるようにした。
- ハイリスク分娩についても、小児医療センターのNICUの医師がさいたま赤十字病院の分娩室に立ち会つて出産介助をしている。また、NICUの医師がさいたま赤十字病院の出産前訪問を実施している。
- 毎週、小児周産期工場のカンファレンスで共同カンファレンスを行つている。
- 生体肝移植についても連携を行つており、建設設計時より将来的な利用を見越していいたため、建築上連携のしやすい構造となっている。
- 低層階部分は廊下で連結している。救命救急センター（1階）、受付（2階）、手術室・救命系病棟（4階）、周産期病棟（5階）、福利厚生部署（6階）が配置されている。
- さいたま赤十字病院側のヘリポートと職員食堂、小児医療センター側の職員休憩室や職員用保育園が共用となっている。院内スマートフォンは、両病院内で通話可能。

## 経緯

医療機能の分化・連携
施設共用の状況

医療機関の併設事例②

令和5年3月1日 第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

【併設の経過】

平成19年	舞鶴市地域医療あり方検討委員会 →公的4病院を1ないし2病院に統合する答申を発表	設置
平成20年	中丹地域医療再生計画を作成 →舞鶴共済病院を除く公的3病院の再編を進め る内容	設置
平成21年	舞鶴市公的病院再編推進委員会 市が京都府に中丹地域医療再生計画を申請し入れ	設立
平成23年	第1回中丹地域医療再生計画に係る関係者会議	
平成24年	新たな中丹地域医療再生計画 策定 →各病院の特色を活かした「あたかもーつの総合病院」	設立
平成25年	一般財団法人舞鶴地域医療連携機構 舞鶴赤十字病院に隣接する現在地に、医療機器備 蓄室・救急対応なし) とし	新築・移転
平成26年		



医療機能の分化・  
連携

- 舞鶴市は日本海側国防の軍港都市として発展した歴史的な背景から、国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済連合会舞鶴共済病院、舞鶴市民病院、舞鶴赤十字病院の公的医療機関4病院が設置されている。
  - 舞鶴市民病院において、常勤医師減少に伴う入院患者数の減少、経営状況が悪化する中で、「新たな中丹地域医療再生計画」に基づき、単に4病院の再編統合といった議論に帰結せず、各病院の特色を活かした機能分化連携の基盤を整備し「あたかも一つの総合病院」として機能する基盤を整備した。
    - 4つの病院に分散していた医療機能を選択し集中させるため、4病院の機能を分化し、脳疾患に対応する脳卒中センター、ハイリスク出産に対応した周産期サブセンター、心臓疾患に対応する循環器センター、リハビリテーションセンター等に機能を分化し、役割分担を明確化した。
    - ・ 舞鶴赤十字病院は整形外科が充実している特徴を活かしたりハビリテーションセンターを担う。
    - ・ 舞鶴市民病院は、超高齢化社会を見据え、かねてより地域で不足していた慢性期機能、後方支援病院として3病院の後方支援の役割を担う。
    - 「選択と集中、分担と連携」による公的病院の連携体制を強化した。
    - 入院患者の転院等の場合に渡り廊下を利用し患者の受け渡しを行つている。
    - 舞鶴市民病院の給食については、舞鶴赤十字病院側の給食が対応しており、共用どなつている。

## 施設共用の状況

## 重点支援区域の取組事例

令和5年3月1日  
第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

### 置賜区域の概観

- 患者の動向は、米沢市を中心とした地域とそれ以外の東置賜・西置賜地域の二つに大別できる。
- 東置賜・西置賜地域においては、公立置賜総合病院（川西町）が、地域の基幹病院として、救急医療や専門性の高い医療を提供している。
- 米沢市においては、米沢市立病院（米沢市）が地域の基幹病院として、三友堂病院（米沢市）が地域の基幹病院として、救急医療や専門性の高い医療を提供している。

置賜区域	
人口	約19.5万人
面積	2,495km <sup>2</sup>
医療機関	公立 7施設 (1,113床) 公的 1施設 ( 220床) 民間 12施設 ( 697床)

※医療機関：病床機能報告より（R3.7.1時点）



## 重点支援区域の取組事例

令和5年3月1日  
第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

### 米沢市立病院と三友堂病院の医療連携と新病院建設の意義



#### ※2023年(令和5年)秋開院予定

- 少子高齢化や人口減少が進み、さらに地方において医師不足・高齢化が問題となっています。将来を見据えた地域医療の確立という観点から、現在の米沢市立病院（相生町・福田町）に米沢市立病院が新病院を建設するのと同時に、三友堂病院も同じ敷地に移転して新病院を建設します。なお、両病院はそれぞれ別の法人として独立して運営します。
- 「米沢市医療連携方針」に基づき、「米沢市立病院が24時間365日の救急医療を含めた急性期医療を担い、三友堂病院が回復期医療を担当する方針」に基づいて、医療の機能分化および医療連携の充実を目指します。
- 両病院で地域医療連携推進法人を設立し、高額医療機器の共同利用、病床の融通および医療従事者の交流など様々な連携を推進しつつ、両病院が協力しながら、高質かつ効率的な医療を提供し、米沢市民の生命（いのち）を守る最後の砦となります。

# 重点支援区域の取組事例

令和5年3月1日  
第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

## 再編の経緯とスケジュール

平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・米沢市地域医療連携あり方委員会を設立し、米沢市立病院と三友堂病院の再編・統合による機能分化（案）を策定する</li><li>・両病院とも新築移転を前提に協議を行う</li></ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成30年度第1回病床機能調整ワーキングにて、米沢市立病院、三友堂病院の医療機能のあり方にについて説明する</li><li>・平成30年10月、米沢市立病院新病院建設基本構想の改訂</li><li>・平成31年3月、米沢市立病院、三友堂病院新病院建設基本計画の策定 ※両病院は隣接して設置されることに決定</li></ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省より、両病院の再編・統合事業について、具体的な対応方針の再検証が行われる</li><li>・設計事務所選定</li></ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年6月、米沢市立病院、三友堂病院建設基本設計の完成</li><li>・第1回置賜地域保健医療協議会にて、両病院の統合・再編事業に対する重点支援区域申請に係る協議が行われる</li><li>・第2回置賜地域保健医療協議会にて、米沢市立病院、三友堂病院、三友堂リハビリテーションセンターの再編・統合の協議が行われ承認され、山形県医療審議会に諮られた。</li><li>・令和3年1月、重点支援区域に選定</li><li>・施工業者選定</li></ul>
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年4月、都市再生特別措置法に基づく、都市再生整備計画（米沢市中心地区）(に米沢市立病院・三友堂病院新病院建設事業を位置づけ)</li><li>・令和3年6月、米沢市立病院、三友堂病院新病院建設実施計画の完成</li><li>・令和3年6月、(独)福祉医療機構より建物建築に係る優遇融資の内定（地域医療構想達成を推進するための優遇融資）</li><li>・令和3年6月、工事着工</li></ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年2月、再編計画の厚生労働大臣の認定に向け、地域医療構想調整会議で協議</li></ul>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年7月、米沢市立病院側の解体・外構工事着工（予定）</li><li>・令和5年11月1日、新病院開院（予定）</li><li>・同年同月、地域医療連携推進法人設立（予定）</li></ul>

例題 支援区域の取組重点

第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG  
令和5年3月1日

要概編の再編区域の置腸

医療機関の見直しが必要であり、医師不足による救急医療への対応に課題がある。



西蜀前

新米沢市立病院は高度急性期・急性期を、新三友堂病院は回復期・慢性期を担う体制へ

地域医療連携推進法人



世界史(下册)

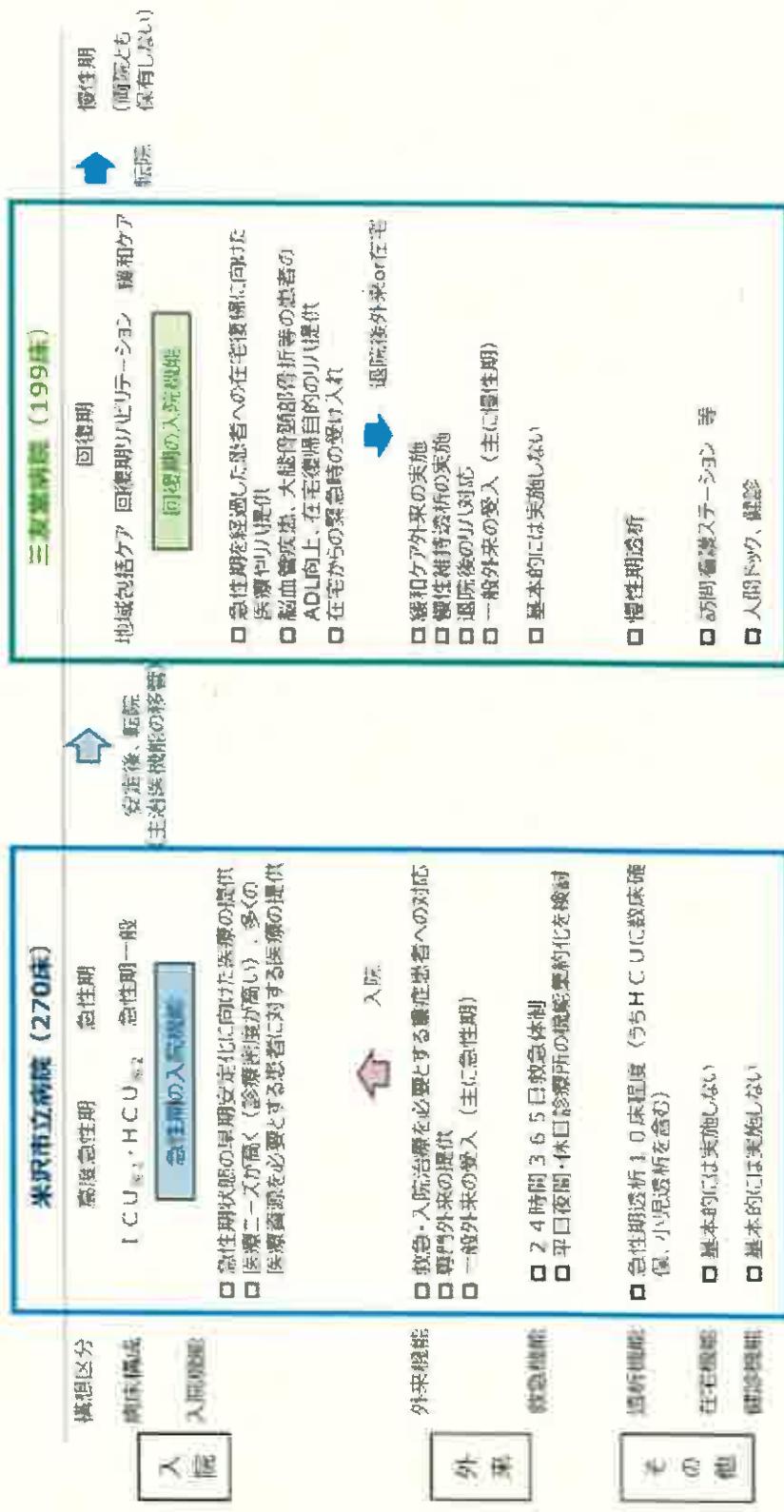
# 重点支援区域の取組事例

令和5年3月1日  
第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

## 新病院のコンセプト（診療連携）

- 入院診療機能については、新三友堂病院の回復期機能を明確にした上で、新米沢市立病院はそれ以外の機能を担います。
- 病床数は、新米沢市立病院が263床、新三友堂病院が199床（三友堂リハビリテーションセンターを統合）とします。
- 外来診療機能については、新三友堂病院は、慢性期患者、在宅の後方支援、人工透析（慢性期）、緩和ケア、在宅医療、人間ドック・健診等を担います。新米沢市立病院は、救急や手術など基本的には新三友堂病院が担う以外の医療を担います。

### ■ 新米沢市立病院との具体的な連携内容



## 重点支援区域の取組事例

令和5年3月1日  
第11回地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

### 医療機関の併設による連携の強化

- 新三友堂病院と新米沢市立病院は、現米沢市立病院敷地に併設して建設する予定です。



### 経緯

- 置賜二次医療圏は少子高齢化に伴う人口減少が進み、さらに医師不足が深刻な問題となつております。
- これは救急医療の維持が非常に厳しい状況に置かれています。
- このような状況の中、将来を見据えた地域医療確立の観点から、米沢市立病院と三友堂病院の機能分化および連携強化の充実を目指し、現在の米沢市立病院敷地内に新築移転する計画などとしている。

- 新米沢市立病院は、通年の救急医療体制の維持・強化を含めた急性期医療の充実を図る。
- 新三友堂病院は、回復期医療を充実させつつ、緩和ケア、慢性期の人工透析、健診・人間ドック等の地域に必要とされる医療や公衆衛生の充実を図る。
- 両病院の医療連携のあり方としては、新米沢市立病院は高度急性期・急性期を、新三友堂病院は回復期・慢性期を担う体制へ機能分化を行う。
- 外来診療機能については、新三友堂病院は、慢性期患者、在宅の後方支援、人工透析（慢性期）、緩和ケア、在宅医療、人間ドック・健診など基本的には新三友堂病院が担う以外の医療を担う。

### 医療機能の分化・連携